

令和4年6月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度6月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第16号 農地法第3条許可申請書審議について	(12件)
議案第17号 農地法第4条許可申請書審議について	(4件)
議案第18号 農地法第5条許可申請書審議について	(13件)
議案第19号 非農地証明願出書審議について	(9件)
議案第20号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第21号 農用地利用集積計画審議について	(63件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度6月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員15名が出席です。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、14番「池田初男」委員と15番「今屋政市」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第16号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。12件について説明いたします。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,050㎡、作物は甘藷です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は26,243㎡、作物は水稻です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は18,458㎡です。
この申請地には倉庫が建てられておりますが、200㎡以下であり、農業用倉庫として利用されているため農地として取り扱いました。
番号4の権利種別は賃借権、権利取得後の経営面積は2,062㎡、作物はイチゴ及び水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,820㎡、作物は飼料です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,733㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,792㎡、作物は水稻及び野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は305㎡、作物は野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は147㎡、作物は野菜です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,788㎡、作物は野菜です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,141㎡、作物は水稻及び野菜です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,633㎡、作物は水稻です。
以上、計12件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

2番 議案第16号の番号1について報告いたします。
令和4年6月18日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第16号の番号2について報告いたします。
令和4年6月22日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第16号の番号3について報告いたします。

令和4年6月22日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は主に利用中の農業用倉庫です。

農地の効率的利用が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第16号の番号4について報告いたします。

令和4年6月19日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第16号の番号5について報告いたします。

令和4年6月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は重機等により耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第16号の番号6について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第16号の番号7について報告いたします。

令和4年6月22日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第16号の番号8について報告いたします。

令和4年6月18日、私と副の東委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第16号の番号9について報告いたします。

令和4年6月23日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第16号の番号10について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第16号の番号11について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第16号の番号12について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第16号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 番号4について、ハウスが建っている面積はどのくらいですか。

4番 約9aです。

会長 他に、ございませんか。

14番 番号9について、現地調査に行った際、申請地と申請地南側の道路との境界部分にブロックを3段ぐらい積んであり、そのブロックを全部壊すと聞いたが、そうすると土の流失も考えられるが。

事務局 この申請については、申請地を畑として、また申請地の東側の宅地に家を建築する目的で購入すると聞いております。道路との境界でブロックが積んでありますが、ブロックを壊すのは宅地部分だけと聞いております。

会長 他に、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第16号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第16号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第17号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の20頁をご覧ください。4件です。

番号1の転用目的は、貸駐車場です。

番号2の転用目的は、農家住宅、農業用倉庫です。

番号3の転用目的は、整備工場、駐車場です。

番号4の転用目的は、貸資材置場です。

なお、番号2は、令和4年4月1日付けで、農用地区域からの除外決定済みです。

番号3は、既に転用済みで、始末書を添付しての申請です。

番号4についても、既に転用済みで、始末書を添付しての申請です。また隣接地の雑種地も一体利用して、全体面積は1191㎡です。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第17号の番号1について報告いたします。

令和4年6月18日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第17号の番号2について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、集落に接続して農家住宅及び農業用倉庫を設置するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第17号の番号3について報告いたします。

令和4年6月19日、私と副の藤崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第17号の番号4について報告いたします。

令和4年6月19日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.9haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第17号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第17号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第17号のすべての案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第18号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を

求めます。

事務局 それでは資料の25頁をご覧ください。13件について説明いたします。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は賃借権設定です。

番号2の転用目的は、宅地分譲、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、車庫、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、資材置場、権利種別は使用貸借権設定です。

番号9及び番号10の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号11の転用目的は、一般住宅、通路、権利種別は使用貸借権設定です。

番号12の転用目的は、通路、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号13の転用目的は、キャンプ場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1の賃借権設定期間は3年です。

番号2は、隣接地の宅地1筆298.33㎡、雑種地1筆24㎡、公衆用道路3筆137㎡も同時に購入し、一体利用面積は、648.33㎡です。

番号3は、既に転用済みのため始末書を添付しての申請です。

番号8は、令和4年5月2日付けで農用地からの除外決定済みで、使用貸借権の設定期間は20年です。

番号9は、一部転用済みのため始末書を添付しての申請です。

番号11の使用貸借権の設定期間は30年です。

以上、計13件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

24番 議案第18号の番号1について報告いたします。

令和4年6月21日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

24番 議案第18号の番号2について報告いたします。

令和4年6月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第18号の番号3について報告いたします。

令和4年6月18日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域に隣接する農地であり、その規模が約0.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第18号の番号4について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約160mに位置する農地であり、その規模が約6.5haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第18号の番号5について報告いたします。

令和4年6月21日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第18号の番号6について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第18号の番号7について報告いたします。

令和4年6月23日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第18号の番号8について報告いたします。

令和4年6月23日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して資材置場を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第18号の番号9について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当と一部草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第18号の番号10について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第18号の番号11について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第18号の番号12について報告いたします。

令和4年6月18日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第18号の番号13について報告いたします。

令和4年6月18日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

しかしながら、この申請地の転用目的はキャンプ場とのことですが、キャンプ場とは人里離れた、海・川・山であるのが普通であります。近くに福祉施設等が存在しているところでもあります。被害防除に関する誓約書には、隣接する農地に苦情等があれば、自らの責任で対応するよう書かれてはいましたが、近隣住民からの苦情等があった場合の対応等の記載がなかったため、少し配慮が不足していると感じまして、後日その旨を行政書士に電話で話しましたところ、次のような文書を追加した新たな誓約書の提出がありました。読み上げます。「キャンプ場利用者の騒音等のマナー違反には適切に注意喚起を促し、近隣住民の皆様にはご迷惑をかけないように徹底いたします。苦情等があれば即時対応もさせていただきます。」と書かれておりましたので、誓約書の差し替えをさせていただきました。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第18号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第18号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第18号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時10分とします。

<休憩：10時00分～10時10分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第5、議案第19号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の39頁をご覧ください。9件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1から番号9までの9件、いずれも20年以上経過した宅地です。

なお、番号3と番号4は隣接し一体利用されております。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第19号の番号1について報告いたします。

令和4年6月19日、私と副の松崎秀樹委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第19号の番号2について報告いたします。

令和4年6月20日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第19号の番号3と番号4については、隣接して一体利用しているため、一括して報告いたします。

令和4年6月22日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第19号の番号5について報告いたします。

令和4年6月21日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第19号の番号6について報告いたします。

令和4年6月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第19号の番号7について報告いたします。

令和4年6月18日、私と副の東委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第19号の番号8について報告いたします。

令和4年6月23日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第19号の番号9について報告いたします。

令和4年6月18日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第19号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第19号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第19号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第20号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 49頁をご覧ください。

議案第20号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。番号1は、伊集院町大田、登記地目は田、登記面積は405㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

以上、田1筆、面積405㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第20号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第20号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第21号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 52頁の番号7です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は2,068㎡、計2,068㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の山口委員が関係する利用権設定の番号7の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の山口委員が関係する利用権設定の番号7の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 52頁の番号10及び53頁の番号11、番号13です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は1,963㎡、畑は2,797㎡、計4,760㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の横山委員が関係する利用権設定の番号10及び番号11、

番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の横山委員が関係する利用権設定の番号10及び番号11、番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 56頁の農地中間管理事業分の番号14、番号15、57頁の番号16です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は2,147㎡、計2,147㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の春成委員が関係する農地中間管理事業の番号14から番号16までの3件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の春成委員が関係する農地中間管理事業の番号14から番号16までの3件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、鳩野哲盛委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

28番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 57頁の農地中間管理事業分の番号20、58頁の番号21です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は26,334㎡、計26,334㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第21号の鳩野委員が関係する農地中間管理事業の番号20及び番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の鳩野委員が関係する農地中間管理事業の番号20及び番号21の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

鳩野委員に着席の連絡をしてください。

28番 [着席]

会長 次に、議案第21号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の51頁から53頁です。貸借です。
面積について、田は6,024㎡、畑は11,473㎡、計17,497㎡、うち再設定面積は4,185㎡、利用権設定件数は11件、うち再設定件数は4件です。
次に、農地中間管理機構分です。資料の54頁から63頁です。貸借です。
面積について、田は25,915㎡、畑は70,188㎡、計96,103㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は43件、うち再設定件数は無しです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第21号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へその旨答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。
閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和4年度6月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

14番

15番